

請負代金内訳書における法定福利費の明示による
法定福利費の適切な支払いのための取組について試行要領

沖縄県土木建築部

1 目的

建設産業の持続的な発展に必要な担い手の確保と社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者による公平で健全な競争環境の構築を図ることを目的に本要領を試行する。

2 対象工事

沖縄県土木建築部が発注する建設工事で、令和4年2月1日以降に予算執行伺いを決裁する全ての工事を対象とする。

3 取組内容

①請負代金内訳書への法定福利費の明示

発注者は、受注者に対し、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出させるものとする。この場合において、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の内の事業主が納付義務を負う保険料（以降「法定福利費」という。）を明示する。

②「予定価格に占める法定福利費概算額」の入札結果報告書等への明示

当面、発注者は、様式1号に「予定価格に占める法定福利費概算額」を明示し、入札結果調書等に添付する。

【参考】

様式1号は、工事担当班で作成し、契約担当班へ公告日までに提出する。

当面、契約担当班は、入札結果報告書の公表時期にあわせ、入札結果報告書に様式1号を添付し公表等行う。

※「予定価格に占める法定福利費概算額」明示の理由

令和3年12月1日付け国不入企第33号「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」による、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づく要請、入札及び契約に関する透明性の観点から明示する。

③発注者による法定福利費の確認

発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」※等については、令和3年12月1日付け国不入企第33号「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」に基づき、適切に対応すること。

※「一定以上の乖離があると判断する基準」：受注者により明示された法定福利費額が予定価格に占める法定福利費概算額の1/2以上であるとして設定。

4 法定福利費の算出

① 請負代金内訳書への法定福利費の算出

受注者が明示する請負代金内訳書の法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、別紙1「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

(下記参照)

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（国土交通省 HP）】

<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）（国土交通省 HP）】

<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>

【各団体が作成した標準見積書（国土交通省 HP）】

ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

② 「予定価格に占める法定福利費概算額」の算出

発注者は、別紙2「間接工事費の実績変更対象費の割合」及び「法定福利費の割合」について（各年度、更新した文書で対応すること。）及び別紙3 営繕工事における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の算出方法の試行について(通知)を参考に「予定価格に占める法定福利費概算額」を算出すること。

5 特記仕様書への記載例

<p>◆ 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について</p> <p>1 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の内の事業主が納付義務を負う保険料（以降「法定福利費」という。）を明示すること。</p> <p>また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。</p> <p>2 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。</p> <p>【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（国土交通省HP）】</p> <p>https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf</p> <p>【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）（国土交通省HP）】</p> <p>https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf</p> <p>【各団体が作成した標準見積書（国土交通省HP）】</p>

ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

【参考】

建設業法第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

6 附則

本試行要領は令和4年2月1日より適用する。

予定価格に占める法定福利費概算額

工事名称：〇〇〇工事

工事場所：〇〇〇

(参考) 予定価格に占める法定福利費概算額 (税抜)	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
----------------------------	---------------

上記予定価格に占める法定福利費概算額は、法定福利費のうち事業主負担額の概算額です。

当該概算額は、あくまで現場管理費及び直接工事費（営繕工事については、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費）に占める法定福利費について、当該工事に係る積算上の予定価格の額に、工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等の実情に応じて異なります。

法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順

1. 法定福利費を内訳明示した見積書とは

建設産業では、公平で健全な競争環境を構築するとともに、就労環境の改善による建設業の持続的発展に必要な人材の確保を図るため、関係者を挙げて社会保険等未加入対策に取り組んでいます。

社会保険等未加入対策を進めていく中では法定福利費の確保が重要ですが、これまでの取引慣行では、トン単価や平米単価による見積りが一般的で、法定福利費がどのように取り扱われているのかが分かりにくい状況でした。

法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書）とは、下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示したもので、これを活用することにより、社会保険等の加入に必要な金額をしっかりと確保できるようにしていこうとするためのものです。

2. 内訳明示する法定福利費の算出方法

(1) 内訳明示する法定福利費の範囲

法定福利費（社会保険料）といった場合、健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）、雇用保険料、労災保険料がありますが、見積書で内訳明示する法定福利費は、原則として健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）、雇用保険料のうち、現場労働者（技能労働者）の事業主（会社）負担分です。

標準見積書にて内訳明示の対象となる保険料等について

	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	労災保険
	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金 [※]	雇用保険料	労災保険料 [※]
事業主負担分	○	○	○	○	○	×
本人負担分	×	×	×	—	×	—

※ 事業主が全額負担(本人負担なし)

- 内訳明示する法定福利費の範囲は、事業主負担分を基本としていますが、各社が個別に表中の『×』の部分の内訳明示しても構いません。その場合、法定福利費として内訳明示している範囲を明記する必要があります。(例えば、「法定福利費は、××保険料の本人負担分も含んでおります。」など)

(2) 法定福利費の基本的な算出方法

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

法定福利費は、通常、年間の賃金総額に各保険の保険料率を乗じて計算します。しかし、各工事の見積りでは、労働者の年間賃金を把握することは不可能です。そのため、見積額に計上した『労務費』を賃金とみなして、それに各保険の保険料率を乗じて算出する方法が一般的です。

(3) その他の算出方法

$$\begin{aligned} \text{法定福利費} &= \text{工事費} \times \text{工事費当たりの平均的な法定福利費の割合} \\ \text{法定福利費} &= \text{工事数量} \times \text{数量当たりの平均的な法定福利費} \end{aligned}$$

法定福利費の算出方法としては、自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費を簡便に算出することも考えられます。

この方法は、その性質上、ある程度定型化した、工事費の増減又は数量の増減が労務費と比例している工事について使用することが適当です。

(4) 適用する保険料率の考え方

保険料率の種類	保険料率の入手先	備考
健康保険料率 (介護保険料率)	・協会けんぽのウェブサイト 等 (個別に健康保険組合に加入している場合は、別途組合に問合せ)	(協会けんぽに加入の場合) 都道府県単位の保険料率 加入率(40～64歳の被保険者割合)を加味する
厚生年金保険料率 (児童手当拠出金)	・日本年金機構のウェブサイト 等 (厚生年金基金に加入している場合は、別途基金に問合せ)	—
雇用保険料率	・厚生労働省のウェブサイト 等	「建設の事業」の料率を用いる

○健康保険の保険料率

健康保険及び介護保険の保険料率は、各社で加入している協会けんぽ(全国健康保険協会)や健康保険組合の保険料率を用います。(協会けんぽの健康保険の保険料率は、都道府県単位で定められています。)

また、協会けんぽの介護保険の保険料率は、全国一律となっていますが、介護保険の対象者は、基本的に40歳から64歳までの方のみですので、保険料率算定に当たっては、これを考慮する必要があります。しかし、介護保険の対象となる40歳以上の現場労働者の割合を工事ごとに把握することは困難です。

そのため、協会けんぽでの対象者・対象外の者の状況（被保険者全体に占める40～64歳の割合）を勘案して設定する方法等が考えられます。

（参考）介護保険料の算定に使用する保険料率の考え方

＝ 協会けんぽの介護保険料率 × 1/2(事業主負担) × 加入率(40～64歳の被保険者割合*)

*協会けんぽウェブサイトの被保険者数及び被扶養者の年齢構成割合より

○厚生年金保険（児童手当拠出金含む）の保険料率

厚生年金保険の保険料率は、日本年金機構のウェブサイト等に記載されている保険料額表を参照することにより入手できます。（厚生年金基金に加入している場合には、当該厚生年金基金から保険料率を入手する必要があります。）

また、児童手当拠出金の料率は、日本年金機構のウェブサイト等に記載されているものを用いてください。

○雇用保険の保険料率

雇用保険料率は、事業の種類ごとに事業主負担分・労働者負担分の保険料率が定められていますので、その中の『建設の事業』の保険料を参考にしてください。保険料率は、厚生労働省のウェブサイトから入手することが可能です。

（5）健康保険、厚生年金保険の適用除外者であるものの取扱い

常時使用する労働者が5人未満の個人事業所（支所）や一人親方などは、健康保険、厚生年金保険に加入する義務のない、いわゆる『適用除外』となります。そのため、各保険の事業主負担は発生しません。

したがって、適用除外となっている現場作業員の法定福利費については、内訳明示する法定福利費から除外する必要があります。

実際には見積段階で適用除外となる作業員の方を把握することは、実務上、難しいと思いますので、見積段階では、全ての現場作業員の方の加入を前提として健康保険・厚生年金保険に加入するための費用を内訳明示の対象としてください。その後、元請企業（直近上位の注文者）と協議を行い、最終的な金額を決定していきます。

(6) 法定福利費を内訳明示した見積書の作成例

御見積書(例)

◇◇◇株式会社 殿

住所 ××
○○株式会社

見積金額 L (消費税込)

事業主負担分の法定福利費は別に計上するので、経費から除いておく。

(内訳)

	項目	数量	歩掛	単価	金額
○○○工事	材料費				A
	労務費				B
	経費(法定福利費を除く)				C
	小計				D=A+B+C
法定福利費					
	法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額	
	雇用保険料	B	p	E・・・B×p	
	健康保険料	B	q	F・・・B×q	
	介護保険料	B	r	G・・・B×r	
	厚生年金保険料 (児童手当拠出金含む)	B	s	H・・・B×s	
	合計	B	t	I・・・B×t	I
小計					J=D+I
消費税等					K=J×8%
合計					L=J+K

事業主負担分以外の法定福利費を含める場合は、その旨明記し、工事の労務費から当該金額を控除しておく。

介護保険の加入率を加味した保険料率を設定する。

事業主負担分の法定福利費を明示する。

法定福利費も消費税の対象になる。

※ 標準見積書作成手順

〔基本的な法定福利費算出方法の場合〕 $\text{＝ 労務費総額} \times \text{法定保険料率}$

〔算出手順例〕

1. 労務費総額（B）を各個社・業界の実情に合わせた方法で算出。
2. 算出した労務費総額（B）に対して、法定で定められた保険料率を乗じて各保険の概算保険料を算出（E，F，G，H）。

※介護保険料については、事業主負担相当の保険料率（保険料率の2分の1）に「被保険者となる40歳以上64歳以下の割合（52.9%、協会けんぽH25年度の場合）」を乗じた比率とする

【協会けんぽの場合】

介護保険料率の算式 $\text{＝ } 1.58\% \times 1/2 \times 52.9\% \text{＝ } \underline{0.418\% (r)}$

3. 各保険の概算保険料を合計し、内訳明示する概算保険料総額を算出
($I = E + F + G + H$ または $B \times t$)
4. 小計額（J）を算出。
5. 消費税（K）を算出。
6. 合計（L）を算出し、見積金額として計上。

3. 法定福利費を内訳明示した見積書に関するよくある質問

Q. 法定福利費を内訳明示した見積書を作成する場合、所属する専門工事業団体等の作成した見積書に沿って、法定福利費を算出しなければならないのでしょうか？

- A. 内訳明示する法定福利費の額は、本来、各建設業者が個別工事ごとに自社の施工実績等に基づいて算定するものですので、必ずしも所属する専門工事業団体等の作成した見積書に沿って、法定福利費を算出する必要はありません。各専門工事業団体が作成した標準見積書は、各団体に所属する建設業者等が法定福利費の算定を行おうとする際の参考にしていただくためのものです。

Q. 法定福利費を内訳明示した見積書を作成する場合、所属する専門工事業団体等の作成した見積書の様式を使用しなければならないのでしょうか？

- A. 法定福利費を内訳明示した見積書の活用は、必要な法定福利費を確保することを目的としていますので、法定福利費の内訳が明示されていれば、自社または注文者から指定された様式でも構いません。各専門工事業団体が作成した標準見積書は、各団体に所属する建設業者等が作成する際の参考にしていただくためのものです。

Q. 法定福利費も消費税の対象となるのでしょうか？

A. 対象となります。

Q. 法定福利費を内訳明示した見積書の作成は、法律上の義務なのでしょうか？

A. 社会保険等への加入を徹底していくためには、主に技能労働者等を雇用している下請企業が必要な法定福利費を確保していくことが重要です。そのため、見積りに当たっては従来の総額単価だけではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していく必要があります。

そこで、各専門工事業団体で業種の特性等に応じて、法定福利費を内訳明示した見積書が作成できるよう標準見積書を作成し、これを活用するなどして法定福利費が内訳明示された見積書を提出する運動を、業界を挙げて推進しているところです。

この取組については、見積書を提出する際に法定福利費を内訳明示することを直接的に義務づけた法律等の規定はありませんが、下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用（材料費、労務費、その他経費など）で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあります。

また、社会保険の加入促進に向けて重要な取組であることから、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」においては、法定福利費の適正な確保のために、専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を下請企業から元請企業に提出する取組が行われているところであり、これを提出する環境づくりが必要であることなど、元請企業及び下請企業が具体的に取り組むべき事項を定め、更なる普及・定着に向けた環境整備を行っております。

Q. 下請企業に工事を発注する場合は、下請企業の法定福利費も含めて見積書を作成するのでしょうか。

A. 下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費を含めて注文者に対する見積書を作成してください。ただ、注文者に見積書を依頼された段階では、下請企業に工事を発注するか決まっていないことが多くあります。また、見積書では、注文を受けた工事についてどのような工種をいくらの材料・機器を使って（材料費）、ど

れくらいの工賃（手間・労務費）で施工するか計算しており、外注費（下請代金）そのものが項目として計上されているわけではありません。

したがって、自社が作成する見積書そのものに含まれる『工賃』を基本に法定福利費を算出すれば、下請代金に含まれる法定福利費も含まれているものと考えられます。

Q. 下請企業の加入している保険が自社の加入しているものとは違っている場合、適用する保険料率はどの保険のものにすればいいのでしょうか？

- A. 下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費を含めて注文者に対する見積書を作成する必要がありますが、自社及び下請企業が加入する保険が必ずしも同じであるとは限りません。

この際、内訳明示する法定福利費を算出するために使用する保険料率は、それぞれの保険に加入する加入者数が把握できる場合は加入者数に応じて各保険料を算出し、把握できない場合は、加入している人が多いと考えられる主な保険の保険料率を一律に適用するといったことが考えられます。要は、法定福利費を支払う側である注文者が納得のできる合理的な内容であれば問題ありません。

Q. 見積金額には元々、法定福利費が適正に含まれており、必要な保険にもきちんと加入しているのだが、それでも法定福利費を内訳明示した見積書を作成する必要があるのでしょうか。

- A. 法定福利費を内訳明示した見積書は、これを作成しなかったからといって、特に罰則等があるわけではありません。しかし、社会保険等への加入を促進するためには加入に必要な法定福利費をしっかりと確保していく必要があります。

国土交通省では、平成27年4月1日付けで改訂された「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の内容として、「元請負人は、(中略) 下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請負人に提示できるよう、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう明示しなければならない」こと、あるいは「下請企業は自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示した見積書を注文者に提出し、雇用する建設労働者が社会保険に加入するために必要な法定福利費を確保する」ことを明記する等、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を推進しています。こうした観点から、法定福利費を内訳明示した見積書を主体的に作成していただくことが求められます。

国技建管第 22 号
令和 3 年 3 月 16 日

各地方整備局企画部
技術調整管理官 殿
北海道開発局事業振興部
技術管理企画官 殿
沖縄総合事務局開発建設部
技術企画官 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
(公印省略)

令和 3 年度「間接工事費の実績変更対象費の割合」及び「法定福利費の割合」について

標記について、下記のとおり定め、施行することとしたので通知する。
なお、各地方整備局等においては、関係部局に対して適切に対応するよう周知されたい。

記

1. 間接工事費の実績変更対象費の割合

地域外からの労働者確保等に要する共通仮設費、現場管理費の設計変更に用いる「実績変更対象費」の構成比は、別紙 1 のとおりとする。

2. 法定福利費の割合

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」における工種区分の「法定福利費」の構成比は、別紙 2 のとおりとする。

附則

本通知は、令和 3 年 4 月 1 日以降に入札公告等を開始する工事から適用する。
ただし、令和 3 年 3 月 31 日までに入札公告等を開始した工事については、「令和 2 年度「間接工事費の実績変更対象費の割合」及び「法定福利費の割合」について（令和 2 年 3 月 31 日付け国技建管第 36 号）による。

以上

別紙 1

■ 共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合

(単位：%)

費 目		工 種										
		河川工事	河川・道路構造物工事	海岸工事	道路改良工事	鋼橋架設工事	P C橋工事	舗装工事	砂防・地すべり等工事	公園工事	電線共同溝工事	情報ネットワーク工事
全国	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (借上費、宿泊費、労働者送迎費)	9.19	17.81	13.61	12.82	28.64	18.84	11.25	11.84	10.64	11.76	16.60
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (募集・解散費用、貸金以外の食事・通勤に要する費用)	1.29	2.23	1.77	1.59	3.21	2.10	1.31	1.43	1.14	1.39	2.18
被災 3 県のみ	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (建物費、借上費、宿泊費、労働者送迎費)	19.41	28.89	26.50	22.77	37.71	31.42	18.43	22.14	19.79	19.51	24.13
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (募集・解散費用、貸金以外の食事・通勤に要する費用、租税公課)	1.74	2.62	2.24	1.99	3.53	2.48	1.83	1.92	1.64	1.95	2.66

(単位：%)

費 目		工 種											
		橋梁保全工事	道路維持工事	河川維持工事	共同溝等工事 (1)	共同溝等工事 (2)	トンネル工事	下水道工事 (1)	下水道工事 (2)	下水道工事 (3)	下水道工事 (4)	コンクリートダム工事	フィルダム工事
全国	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (借上費、宿泊費、労働者送迎費)	22.04	14.93	10.64	19.98	15.66	15.69	15.80	9.45	6.70	18.33	12.67	7.27
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (募集・解散費用、貸金以外の食事・通勤に要する費用)	1.82	1.18	1.12	1.14	1.84	2.07	1.61	1.26	1.33	2.08	2.43	1.01
被災 3 県のみ	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (建物費、借上費、宿泊費、労働者送迎費)	32.22	24.15	17.75	30.93	24.94	35.74	25.52	16.85	17.78	24.00	39.95	45.95
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (募集・解散費用、貸金以外の食事・通勤に要する費用、租税公課)	2.14	1.88	1.67	1.67	2.17	2.47	1.99	1.80	1.76	2.55	2.71	1.42

別紙 2

■ 法定福利費の割合

(単位 : %)

工 種	R3工事価格に占める 法定福利費の平均割合
河川工事	4.00
河川・道路構造物工事	3.58
海岸工事	3.45
道路改良工事	3.71
鋼橋架設工事	2.85
P C 橋工事	3.89
舗装工事	3.95
砂防・地すべり等工事	4.16
公園工事	4.15
電線共同溝工事	4.38
情報ボックス工事	4.13
橋梁保全工事	3.95
道路維持工事	4.75
河川維持工事	6.48
共同溝工事 (1)	4.39
共同溝工事 (2)	3.06
トンネル工事	4.67
コンクリートダム工事	4.24
フィルダム工事	2.34
下水道工事 (1)	4.09
下水道工事 (2)	4.45
下水道工事 (3)	3.89
下水道工事 (4)	3.54

国 営 計 第 1 4 2 号
平 成 2 6 年 3 月 2 7 日

北海道開発局営繕部長 殿
各地方整備局営繕部長 殿
内閣府沖縄総合事務局開発建設部長 殿
大臣官房官庁営繕部計画課長 殿

国土交通省大臣官房
官庁営繕部計画課長
(公 印 省 略)

営繕工事における
「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」
の算出方法の試行について(通知)

今般、予定価格に所定の法定福利費の事業主負担額（概算額）が含まれていることを、より容易な形で明らかにする観点から、入札調書に予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額を明記することとなった。

営繕工事における同概算額の算出にあっては、下記のとおり試行することとしたので通知する。

記

1. 営繕工事における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の算出方法

法定福利費事業主負担額概算額 \div 工事価格 \times 5 %
(昇降機設備工事を除く)

昇降機設備工事の法定福利費事業主負担額概算額 \div 工事価格 \times 2 %

2. 試行対象工事

平成 26 年 4 月 1 日以降に契約の締結を行う工事を対象とする。

3. 本件に関する担当者、問い合わせ先

国土交通省 大臣官房官庁営繕部計画課 課長補佐(積算担当)

TEL 03-5253-8111 内線 23243